

## 「第2部 管理体制の構築」の解説

### A. マネジメントシステムの構築

#### 【規範の解説】

以下が、「第1部 行動規範」の各項目を達成するためにマネジメントシステムを構築する際の留意点です。

- 業務や製品に関連する法規制および顧客要求事項を遵守しているか
- 本ガイドラインに記載した内容に一致しているか
- 本ガイドラインに記載した内容に関するリスクの特定と軽減を行っているか
- これらにより、継続的改善が期待できるか

#### 【用語の解説】

マネジメントシステムとは、方針の遵守、実施体制、是正処置、ステークホルダー・エンゲージメントについて、PDCA（Plan-Do-Check-Action）を通じ、継続的な改善をはかる仕組みを構築することです。これは、必ずしも認証取得を目的とするものではありません。また、マネジメントシステムには、以下を含みます。

- 企業のコミットメント
- 経営者の説明責任と責任
- 法的要件および顧客要求
- リスクの特定とリスク管理
- 改善の目標
- 教育・訓練
- コミュニケーション
- 労働者のフィードバック、参加、苦情申し立て
- 特定されたリスクの評価と監査
- 是正措置プロセス
- 文書化と記録

例えば、以下のような代表的なマネジメントシステムがあります。

- 安全衛生： ILO 労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドラインOHSAS18001、ISO45001 など
- 環境： ISO14001、エコアクション21 など
- 品質： ISO9000 ファミリー、IATF16949、ISO13485 など
- 情報セキュリティ： ISO/IEC27001 など
- 事業継続計画： ISO22301 など

## B. サプライヤーの管理

### 【規範の解説】

企業は国連における「ビジネスと人権に関する指導原則」やOECDのガイドラインにより、自社のみならずサプライチェーンのCSR対応について、自社と同様の責任を求められています。したがって、「第1部 行動規範」の要求事項をサプライヤーに伝達し、遵守状況をモニタリングし、改善を促す必要があります。

サプライチェーンの管理にあたっては、「ILO/Tokyo2020 国際労働基準と持続可能性に配慮した調達ハンドブック」の第2章が参考になります。同ハンドブックでは、特に労働と人権の側面に関して、国際労働基準に則った持続可能なサプライチェーンマネジメントの実施を推進するため、サプライチェーンの管理プロセスの手法と各プロセスにおける注意点、推奨される事項などが具体的に示されています。

- サプライチェーンの管理体制（担当者の心構えなど）
- 新規サプライヤー等に対する人権・労働デュー・ディリジェンスの実施プロセス  
予備調査→現場での確認プロセス→行動計画への合意→契約締結とモニタリング
- 人権・労働リスクの評価  
リスク指標・要因、サプライヤーへの質問事項の例
- サプライヤーとの対話・コミュニケーション  
対話プロセスにおける議論内容と方法、面談の対象者やテクニック
- 現場の労働安全衛生の確認
- 労働問題に関する第三者へのアプローチ  
労働組合、使用者団体、NGO などとの対話のポイント、情報源など

（出典：ILO/Tokyo2020 国際労働基準と持続可能性に配慮した調達ハンドブック～東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とするディーセント・ワークの実現に向けて～、2019）

デュー・ディリジェンスとは、自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における実際および潜在的な負の影響を企業が、特定し、防止し、軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスです。効果的なデュー・ディリジェンスとは、企業が責任ある企業行動を企業の方針および経営システムに組み込む努力によって支えられるべきであり企業が原因となったり助長したりする負の影響を是正できるようにすることを目指しています。

（出典：OECD「責任ある企業行動のための OECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス（日本語訳）」）

### 【用語の解説】

サプライチェーンとは、個々の企業の役割分担にかかわらず、原材料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでのプロセスだけではなく、人材派遣会社、請負業者なども含めた全ての繋がりを指します。

## C. 適切な輸出入管理

### **【規範の解説】**

輸出入に関しては、各国で様々な法規則があり、それらを理解し、遵守することが必要です。

法令などで規制される技術や物品とは、国際合意など(ワッセナー・アレンジメントなど)に基づく法規制などで輸出入に関する対象となる部品・製品・技術・設備・ソフトウェアなどを指します。

なお、輸出入に関しては監督官庁などに対して、許可取得などの手続きが必要な場合があります。

## D. 苦情処理メカニズムの整備

### **【規範の解説】**

「第1部 行動規範」の遵守のためには、デュー・ディリジェンスに加えて、労働者およびサプライヤーなどを含むステークホルダーからの苦情処理メカニズムを構築し、継続的なプロセスとして問題への対処を可能とすることが重要です。苦情処理メカニズムを有効に機能させるためには、理解度を確認する意識調査、提案による継続的改善への参画なども有用です。

### **【用語の解説】**

**苦情処理メカニズム**とは、「第1部 行動規範」の違反が疑われる行為に対し、関係者が通報し、是正を促す仕組みを指します。苦情処理の申し立ては、匿名での通報が可能であることが必要です。苦情処理においては、通報者に対し不利益な扱いをしてはなりません。

例えば、目安箱、電話、メール、外部の組織などの通報窓口が用いられます。

## E. 取り組み状況の開示

### **【規範の解説】**

企業は、法令などで規定されている情報開示を実施するのみならず、本ガイドラインに対する取り組みについて、顧客を含めたステークホルダーに情報開示をする必要があります。

情報開示の媒体としては、自社Web サイトや印刷媒体を通じた、CSR 報告書、サステナビリティ報告書などがあります。

参考となるガイドラインには、GRI スタンダード、環境省の環境報告ガイドラインなどがあります。